

かいじ号



No.102

若者よ！消費者力をみがこう！



山梨県県民生活センターに、2010年4月～11月の間、22歳以下の方から寄せられた相談件数は、160件を超えています。

なかでも、「放送コンテンツ」というグループに属する相談が6割以上を占めています。これは、パソコンやケータイでインターネットを利用している時に、思わぬトラブルに巻き込まれ、お金を不当に請求されたという内容のものです。

無料のほすが・・・

アダルトサイトや出会い系サイト、着メロ、芸能情報、動画サイトなど、無料とうたわれていたため、軽い気持ちでクリックしたら、いきなり料金請求画面になったというケースが多く見受けられます。

出会い系等の年齢確認で、「18歳以上」とクリックしたとしても、申し込みの意志がなく勝手に登録された場合、法律的に有効な契約とは言えません。毅然として無視し、請求元には絶対に連絡しないようにしましょう。

その他の事例

■エステ

体験のつもりが、契約を勧められて帰れない雰囲気になり、契約してしまった。よく考えると料金が高く解約したい。

■自動車

親に内緒で中古車を買ったが、すぐに故障してしまった。

■教室・講座

資格試験のために入学を決めたが、気持ちが変わり、キャンセルを申し出たが、高額な解約料を請求された。



※困った時は、県民生活センターに相談してください。(相談無料 個人情報を守られます) 電話 055(235)8455

未成年者の契約

親など法定代理人の同意がない未成年者の契約は、法律で取り消すことができますが、まずは契約は慎重におこないましょう。

悪質商法から身を守れ!

関東甲信越ブロック

悪質商法被害防止共同キャンペーン実施!!

山梨県では、1月～3月の期間、若者の消費者被害防止のため「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施します!

期間中は「カモキャラ」のリーフレットを配布し、ポスターの掲示をおこないます。また、特別相談「若者トラブル110番」を開設します。消費者トラブルに巻き込まれ、誰にも言えずに困っている若者のみなさん、県民生活センターに是非ご相談ください。



困った時は、**055-235-8455** 山梨県県民生活センター

家畜の伝染病「口蹄疫」について

宮崎県における発生

本年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、国内では過去に例のないほど感染と被害が拡大しました。犠牲になった牛や豚等の動物は約28万9千頭に及びました。宮崎県における損害は畜産業のみならず、観光・商業等の他産業にも発生して、その損害額は今後5年間で実に約2,350億円と試算されています。

このような、未曾有の状況を宮崎県に引き起こした口蹄疫とはどのようなものか、また、どのように対応しなければならないのか説明いたします。

宮崎県における今回平成22年の発生状況

- 4月20日 平成12年以来、10年振りに肉用牛で口蹄疫発生確認
- 4月24日 全国へ家畜防疫員の派遣要請。
- 4月25日 殺処分牛が1,000頭を超える。
- 4月28日 日本で初めて、豚への感染を確認。
- 5月 1日 自衛隊に災害派遣要請。
- 5月18日 殺処分家畜が12万頭を超える。東国原宮崎県知事が「口蹄疫非常事態宣言」発表。
- 5月19日 日本で初めて、口蹄疫ワクチンの使用について決定。
- 6月 9日 日本有数の畜産基地である都城市で発生。
- 7月 4日 今回最後の発生確認。これまでに292農場で発生し牛、豚等288,364頭が殺処分された。
- 7月27日 東国原宮崎県知事が「口蹄疫非常事態宣言」解除。
- 8月27日 東国原宮崎県知事が「口蹄疫終息宣言」発表。

犠牲となった29万頭の動物たちへ

合同慰霊祭

2010.08.28.宮崎市民文化ホール
「新生!みやざきの畜産 総決起大会」



口蹄疫とは

口蹄疫とは家畜の伝染病であり、非常に強い伝染性、感染・発症した家畜の生産性の低下、幼い家畜での高い致死率という特徴を持ちます。

感染が確認された場合、他の家畜への感染拡大を防ぐため、感染した家畜は発見され次第殺処分されます。また他地域の家畜への感染を防ぐため、地域・国単位で家畜の移動制限がかけられることから、広い範囲で畜産物の国内での移動や国外への輸出ができなくなります。

これらによる経済的被害が甚大なものとなるため、畜産関係者から非常に恐れられている病気です。

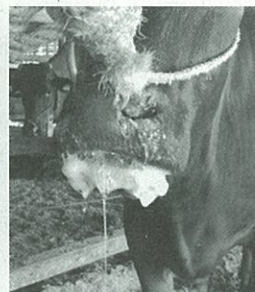
日本国内で感染の疑われる家畜が発見された場合は、各地の家畜保健衛生所が通報を受け、家畜の診断にあたります。

特徴

- 1原因(病原体)：**口蹄疫ウイルス
- 2感受性動物：**蹄(ひづめ)を持った動物(有蹄類)でも、偶蹄類(牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか、いのしし等)に感染します。奇蹄類(馬、サイ、バク)には一般的に感染しません。
- 3症状：**突然40～41℃の発熱、元気消失に陥ると同時に多量のよだれがみられ、口、蹄、乳頭等に水疱(水ぶくれ)を形成します。口にできれば痛くて餌を食べることができなくなります。また、蹄にできれば歩けなくなります。いずれにしろ、衰弱して最後には死亡するか、やせ衰えて経済動物として飼育できなくなります。
- 4過去における発生状況**
 - ①国内：**明治41年(1908年) 東京、神奈川、兵庫、新潟522頭
平成12年(2000年) 宮崎(3～4月:3戸)、北海道(5月:1戸)患畜・疑似患畜740頭 [92年振りの発生]
*日本は平成12年9月27日に清浄国に復帰。
 - ②海外：**オセアニアと北米以外の世界中で発生が見られる。



水泡が破裂した状態



大量のよだれ

人や食料への安全性について

口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染した牛肉や牛乳等が市場に出回ることはありませんが、仮に感染した牛肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。

対策について

口蹄疫の治療方法はありません。家畜伝染病予防法に基づき、疑わしい場合でも(疑似患畜)同居している家畜全てが殺処分となります。

宮崎県における口蹄疫終息以後、国内では口蹄疫は確認されていませんが、オセアニアと北米以外の世界中で口蹄疫の発生が見られ、特に中国、韓国、モンゴル等アジア周辺諸国では、続発、まん延している状況であり、国内でもいつ、どこで発生してもおかしくない状況です。

万が一口蹄疫が発生した場合は、まん延を防止するために、初動態勢を迅速かつ的確に実施することが非常に重要です。

山梨県では、口蹄疫が発生した場合に備えて、本年8月に「山梨県口蹄疫防疫マニュアル」を策定しました。本県マニュアルには、今回、宮崎県に派遣された山梨県職員13名の現地での経験を随所に取り入れてあります。また、農林水産省は、平成22年6月24日付けで口蹄疫防疫措置実施マニュアルを作成し、疑似患畜と判定後、24時間以内の殺処分・72時間以内を目途とした埋却処理について設定しましたが、当該設定に沿って本県マニュアルも策定されています。

詳細については、山梨県農政部畜産課のホームページを参照してください。

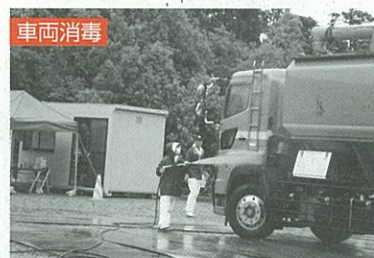
http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/kouteieki_manual.html

本年11月29日には、本県マニュアルに基づいて、市町村職員等、約150名の参加による防疫演習を実施し、口蹄疫が発生した際の各関係者一人ひとりの役割を確認していただきました。本演習については、来年以降も、発生想定地域、発生農家数、飼養頭数等を変えて継続実施していきます。

山梨県では、これまでも、生産者団体からの要請等を踏まえ、農家への消毒用消石灰の無償配布、口蹄疫発生に備えた消毒薬や防疫用機材等の整備に、迅速に取り組んで参りました。

畜産農家の皆様方には、今後も、農場での消毒実施、農場への人、車両の制限、飼養衛生管理の徹底や異常家畜確認時の家畜保健衛生所への早期通報等自衛防疫強化に万全を期していただくようお願いいたします。

県民の皆様方は、口蹄疫発生国へ行った場合、極力、畜産関係の農場には行かないよう、もし、行った場合でも、帰国後は畜産農家へ行かないようご協力をお願いいたします。



口蹄疫等家畜の健康に関するお問い合わせ

山梨県農政部畜産課や家畜保健衛生所で、受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

山梨県農政部畜産課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 県民会館 TEL055-223-1605

<http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/index.html>

山梨県東部家畜保健衛生所

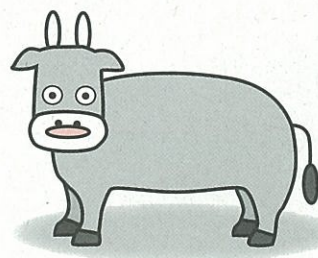
〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-1 TEL055-262-3166

<http://www.pref.yamanashi.jp/tb-kachiku/90013939475.html>

山梨県西部家畜保健衛生所

〒407-0024 韮崎市本町3-5-24 北巨摩合同庁舎別館 TEL0551-22-0771

<http://www.pref.yamanashi.jp/sb-kachiku/index.html>



長期使用製品安全点検制度について

所有者登録はお済みですか？

平成21年4月から長期使用製品安全点検制度がスタートしました。これは、電気製品や、ガス・石油製品などで、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高く、消費者自身による保守が難しい製品について、消費者をサポートするための制度です。

この制度の対象となっている製品は、事故が起きると、使っている人だけでなく周りの人にも迷惑を掛けてしまうおそれがあります。製品の所有者は、点検を受けるなどの保守に努め、製品を使う人や、周り人の安全に配慮しなければなりません。

具体的には次のようになります。

<p>1 製品購入時に販売者から点検制度についての説明があります。</p> 	<p>2 所有者票をメーカーに返送し、所有者登録をします。</p> 	<p>3 点検時期が来たらメーカーから安全点検を行うよう通知が届きます。</p> 
<p>4 メーカーに点検を依頼します。</p> 	<p>5 点検を受けます(点検は有料となります)。</p> 	

所有者登録は、購入時に製品に添付されている所有者票に必要事項を記入の上、メーカーに返送することで行えます。登録をしないと、点検時期が来ても通知が届きません。忘れずに返送するようにして下さい。また、所有者情報は正確な情報が登録されていないと、やはり点検時期の通知が届かなくなります。情報に変更が生じた場合は速やかにメーカーに連絡して下さい。

なお、平成21年4月以前に購入した製品についても、安全点検を受けることが出来ます。対象の製品をお使いの方は、使用している製品のメーカーに直接お問い合わせのうえ、安全点検を受けるようにして下さい。

対象となるのは次の9品目です。

ビルトイン式電気食洗機	浴室用電気乾燥機	石油給湯器
石油風呂釜	屋内式ガス瞬間湯沸かし器 (都市ガス用・プロパンガス用)	屋内式ガス風呂釜 (都市ガス用・プロパンガス用)
FF式石油温風暖房機		

若者トラブル110番	電話 055-235-8455 日時：平成23年1月27日(木)・28日(金) 受付：8:30~16:30
-------------------	---